

「東日本大震災を踏まえた仮貯蔵・仮取扱い等の安全確保のあり方に係る検討会」開催要綱（案）

（目的）

第1条 平成23年3月11日に発生した東日本大震災において、給油取扱所等の危険物施設も大きな被害を受けたため、ドラム缶や地下タンクから手動ポンプ等を用いての給油や、危険物施設以外の場所での一時的な貯蔵など平時とは異なる対応を余儀なくされた。

このため、東日本大震災時に行われた仮貯蔵・仮取扱い等の実態について調査するとともに、震災時等における仮貯蔵・仮取扱い等の安全確保のあり方について実証実験も踏まえつつ検討を行うため、「東日本大震災を踏まえた仮貯蔵・仮取扱い等の安全確保のあり方に係る検討会」（以下「検討会」という。）を開催する。

（検討事項）

第2条 検討会は、概ね次の事項について調査検討を行う。

（1）東日本大震災を踏まえた危険物の仮貯蔵・仮取扱い等に係る実態調査及び実証実験に関する事項

（2）実態調査及び実証実験を踏まえた危険物の仮貯蔵・仮取扱い等のあり方に関する事項

（検討会）

第3条 検討会の委員は、学識経験者、消防機関の職員、関係団体を代表する者等のうちから、前条各号に掲げる検討事項の内容に応じて、消防庁危険物保安室長が委嘱する。

2 検討会に座長を置き、座長は検討会の委員の互選によってこれを選出する。

3 座長は、検討会を主宰する。また、座長に事故がある時は、座長の指名する者がその職務を代理する。

4 座長及び委員は、必要に応じ、検討会にオブザーバーとして関係者の出席を依頼し、意見等を求めることができる。

5 検討会は原則公開・公表とするが、特段の理由がある場合には、委員の過半数の賛成で非公開とすることができます。

（任期）

第4条 座長及び委員の任期は、委嘱日から平成25年3月31日までとする。

（庶務）

第5条 検討会の庶務は、消防庁危険物保安室が処理する。

（補則）

第6条 この要綱に定めるほか、検討会の運営に関し必要な事項は座長が、これを定める。

2 検討会には、検討会委員の代理者の出席を認める。

附則 この要綱は、平成24年6月18日から実施する。